

平成28年度 第2回吹田市建築審査会議事録

開催日時 平成28年5月19日(木) 午前10時00分

開催場所 吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

出席委員 大砂会長 志摩会長代理 江川委員 井川委員 稲田委員 榊委員

建築審査会次第

1 吹田市挨拶

2 議案審議

議案第2号

3 その他

会長 定刻になりましたので会議を開催いたします。本日の議事録の署名は、稲田委員、榊委員にお願いいたします。

会長 事務局より第2号議案の説明をお願いします。

事務局

第2号議案説明

申請者 ○○○○

申請地 ○○○○

予定建築物 一戸建ての住宅

該当適用条文 建築基準法第43条第1項ただし書き

会長 ただ今の事務局の説明にご質問、ご意見ございますか。

委員 申請地北西にある広い敷地は何ですか。

事務局 付近見取図には反映できていませんが、以前はゴルフ場であった土地で、建物の東側は戸建て開発がなされています。

委員 43条ただし書きを適用する空地の北側の42条道路は、西側へもずっと広い幅員で繋がっているのですか。

事務局 西側に繋がっているのは企業の敷地内通路とされます。北側に右折するとその先は少し細くなっていますが、細くなる手前で戸建て開発した区域内の道路に左折すれば、広い道路で通り抜けることが可能です。

委員 空地は通り抜けできるのですか。

事務局 通り抜けできますが、南側は幅員2.7m未満の箇所があるため、通り抜けで見ると2.7m未満1.8m以上の許可条件となります。今回は幅員4.0m未満2.7m以上行き止まりの許可条件を適用しています。

委員 申請地周辺は道路が狭いようですが、区画整理が行われた地域ではないのですか。

事務局 申請地周辺は区画整理のエリアからは外れています。

委員 北側に立ち並んでいる建物は古いのですか。

事務局 42 条道路に接道している建物は平成になってから建てられたものですが、接道していない建物は建築計画概要書がないので、昭和 46 年以前に建てられたものです。

委員 空地の間口部分は拡張されないのですか。

事務局 これ以上拡張される見込みはありません。

委員 空地の権利関係はどうなっていますか。

事務局 沿道の敷地の持ち出しの所有となっています。

委員 空地の南側にある東へ延びている道路の幅員は空地より広いのですか。

事務局 空地よりは広いですが、4m未満です。

委員 空地を通り抜けて見た場合 2.7m未満 1.8m以上の許可条件になるとのことですが、構造強化の条件は 2 階建てであれば適用されないのですか。

事務局 適用されません。

委員 今回は行き止まりと通り抜けのどちらを選択してもよいということですか。

事務局 選択はできると考えております。

会長 その他ご質問、ご意見ございませんか。同意することについて異議ございませんか。ないようですので同意することといたします。
それでは事務局よりその他連絡事項があればお願いします。

事務局 次回の第 3 回建築審査会は 6 月 30 日（木）午前 10 時から高層棟 4 階特別会議室での開催を予定しております。

会長 それでは建築審査会を終了いたします。ありがとうございました。